

トモズ健康くらぶ会員規約

第1条（会員規約の目的）

この規約（以下、「会員規約」といいます。）は、株式会社トモズ（以下、「当社」といいます。）が運営するトモズ健康くらぶ（以下、「本会」といいます。）への入会、特典を提供する制度（以下、「会員サービス」といいます。）の内容・利用方法、会員の権利義務などを定めることを目的とします。

第2条（会員・契約内容）

1. 会員とは、会員規約および会員サービスの利用等に関して当社が別途定める個別の規定（以下、「個別規定」といいます。）をご承諾のうえ入会申込を行い、当社および株式会社タニタヘルスリンク（以下、「THL」といいます。）がそれを承諾した方をいい、当社所定の会員登録が完了した日（以下、「入会日」といいます。）から会員となります。
2. 会員と当社との会員サービス利用等に関する契約の内容は会員規約および個別規定によって定められるものとします。

第3条（会員登録・利用・入会資格）

1. 入会希望者は、トモズ・アメリカンファーマシー会員資格を有し、当社が運営・提供する「ポイントカードサービス」または「トモズアプリサービス」を利用している必要があります。
2. 入会希望者は、会員規約を承諾のうえ、入会申込書にて氏名・住所・電話番号・生年月日・性別・電子メールアドレス・その他所定の事項を当社に届け出ることにより、入会の申し込みを行うものとします。入会希望者が未成年の場合は、必ず親権者その他の法定代理人の事前の同意を得るものとします。
なお、入会のお申し込み後、当社所定の登録が完了しない場合、入会のお申し込みは撤回されたものとします。
3. 入会希望者が前項に定める条件を満たしている場合であっても、次の事由のいずれかに該当することが判明した場合には、本会へのお申し込みをお断りし、または本サービスの全部若しくは一部のご利用をお断りする場合があります。
 - (1) 日本国内在住でなく、運転免許証または運転経歴証明書、パスポート、特別永住者証明書などの現住所確認が可能な公的証明書を保有しておらず、住所確認ができない場合
 - (2) 妊娠、傷病その他の理由により医師の治療、指導等を受けておられる方で、当該治療、指導等に携わる医師の許可が得られていない場合
 - (3) 本会において用いる測定機器の使用に適さない場合（18歳未満の方、ペースメーカーを利用されている方）
 - (4) 未成年者で会員規約の申し込みにつき親権者その他の法定代理人の同意が得られていない場合
 - (5) 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力、または反社会的勢力との間で社会的に

非難されるべき関係にある場合

(6)本会に適しないまたは本規約を遵守していただけないおそれがあると、当社が相当の根拠をもって判断した場合

第4条（入会金、会費および諸費用）

- 1.入会金（3,300円（税込））は入会日から、会費（月額1,650円（税込））は入会日の属する月の翌月1日から発生します。会員は、会費発生月から第8条第2項に定める退会日まで（会員制のため、利用のない期間を含む）の入会金および会費について、別途当社が認める場合を除き、支払い義務を免れることはできません。但し、第7条により休会した場合の休会期間については支払い義務を免除されます。
- 2.会員は別に定める支払期限までに入会金、会費および諸費用を当社に支払うものとします。
- 3.支払方法は、クレジットカードによる自動引落とし、または口座振替によるものとします。（当月分会費について、クレジットカードについては、原則、当月1日を引落日とします。引落日が休業日の場合、翌営業日の引落日とします。また、口座振替については、原則、当月27日を引落日とし、引落日が休業日の場合、翌営業日の引落日とします。）
- 4.当社が受領した入会金、会費および諸費用は、原則として返還されません。
- 5.当社が受領した入会金、会費および諸費用につき、当社が発行するトモズポイント、dポイント及びPontaポイント（以下、総称して「トモズポイント等」といいます。）は付与されません。また、入会金、会費および諸費用につきトモズポイント等による支払はできません。ただし、会員サービスのうち、オプションメニューの「ロシュ簡易血液分析装置」による検体測定および「カラダチェック」等の郵送検査キットについては、トモズポイント等の付与及びトモズポイント等による支払は可能とします。

第5条（会員証）

- 1.当社は、会員に対して会員証として、タニタ活動量計 AM-150 を発行します。会員証は会員自らの責任で管理するものとします。
- 2.会員証として発行するタニタ活動量計 AM-150 は、発行日から1年間を保証期間とし、取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で保証期間中に生じた故障について会員より申し出があった場合、無償で修理または交換の対応をいたします。なお、保証期間中であっても、以下の場合は有償での修理または交換となります。
 - ・ 休会または退会している場合
 - ・ 会員の使用上の誤りおよび、不当な修理や改修による故障および破損の場合
 - ・ 発行後の落下など不注意や過失により生じた故障および破損の場合
 - ・ 付属品、消耗品の故障および破損の場合
 - ・ 取扱説明書などに指定された消耗品が正常に保守・交換されていれば防げたと認められる故障および破損の場合
 - ・ 火災・地震・水害・落雷・ガス害、塩害その他の天変地異・公害や異常電圧による故障や破損の場合

- ・ 発行時の科学・技術水準では、予見が不可能だった事由による故障および破損の場合
- ・ その他、当社の責任外の場合または会員が当社責任外と認めた故障および破損の場合

3.会員は、理由の如何を問わず、会員証を第三者に譲渡、貸与できないものとします。

4.会員証に使用する電池は、会員自らの費用負担でご購入いただく必要があります。

第6条 (ID等の管理)

1.会員は、会員サービスを利用に際し、会員サービスを利用するためのIDとパスワードを設定していただきます。

2.会員は、ご自身のIDとパスワードを、当社以外の第三者に対して、譲渡、貸与、使用許諾またはその他の処分を行ってはなりません。また、当社以外の第三者にこれらを開示し、漏洩し、または第三者が知ることができる状況下にこれらを置いてはなりません。

3.会員は、自己の責任において、パスワードを適切に管理および保管するものとし、管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害については、会員自身が責任を負うものとします。ただし、当社の故意または過失により会員のIDとパスワードが第三者に利用された場合は、この限りではありません。

第7条 (休会)

1.会員は、入会日の属する月の翌月より3か月経過した後は、当社の定める手続きをとることにより本会を休会することができます。

2.会員は、各月10日まで(10日が休業日の場合は、その前営業日まで)に当社が定める休会手続きをおこなうことにより、当月末日(以下、「休会日」といいます。)をもって休会することができます。休会可能期間は原則最大6か月間とし、休会日から6か月経過をもって本会に復帰したものとみなし、当該みなし復帰日より会費が発生するものとします。なお会員は、別途当社が認める場合を除き、休会手続きをおこなった日から休会日までの期間の会費および諸費用を支払う義務を負います。

3.会員は、休会期間を終えた翌月から会費および諸費用を支払う義務を負います。

4.会員は、休会期間満了を待たずに本会に復帰したい場合は、当社の定める手続きをとることにより復帰することができます。但し、復帰手続き完了日より会費が発生します。また、会費については日割りによる減額はありませぬ。

第8条 (退会・権利の消滅)

1.会員は、入会日の属する月の翌月より3か月経過した後は、当社の定める手続きをとることにより本会を退会することができます。

2.会員は、各月10日まで(10日が休業日の場合は、その前営業日まで)に退会手続きをおこなうことにより、当月末日(以下、「退会日」といいます。)をもって退会することができます。なお会員は、別途当社が認める場合を除き、退会手続きをおこなった日から退会日までの期間の会費および諸費用を支払う義務を負います。

3.会員が会員サービスにより得た当該時点の有効健康ポイント残高にかかる権利は、退会日

翌月の15日まで有効とします。その他会員規約および個別規定に定める権利は退会日をもって自動的に消滅します。

4.当社は、会員が以下のいずれかの事由に該当するときは、事前の通知なくして、また会員の承諾なくして会員の地位を喪失し、退会するものとします。

(1)会員が会員規約および個別規定に違反し、引き続き会員として認めることが相当でないと当社が判断したとき。

(2)会員が会費を3か月以上継続して滞納したとき。

(3)登録された事項が事実と異なる内容であることが判明したとき。

(4)電話、FAX、電子メール、その他の登録された会員情報に基づく手段によって会員との連絡がとれなくなったとき。

(5)会員が死亡したとき(会員の地位は相続されないものとします。)または会員が実在しないことが判明したとき。

(6)会員に本会の円滑な運用を妨げる事由が発生し、引き続き会員として認めることが相当でないと当社が判断したとき。

(7)会員が第10条及び第15条に定める会員サービス、会員規約及び個別規定の変更に異議その他反対の意思表示をしたとき。

(8)反社会的勢力等であることが判明したとき。

(9)その他、当社が会員として不適切と判断したとき。

5. 会員は、会員の地位を喪失した場合には、当該時点で有効な健康ポイント残高にかかる権利を含む会員規約および個別規定に定める全ての権利が自動的に消滅することをあらかじめ承諾するものとします。

6.第4項第2号に基づき会員の地位を喪失した場合であっても、会員は未履行の義務(未納会費の支払義務を含むがこれに限られない。)を免れることはできないものとする。

第9条(健康ポイントの有効期限)

健康ポイントの有効期限は、付与日が属する月から12か月後の末日までとします。

第10条(会員サービスの変更・中止・終了等)

1.当社は、必要と認めたときは会員の承諾を得ることなく、事前に当社所定の方法でその旨会員に予告することにより、いつでも会員サービスを変更・中止・終了(以下、総称して「変更等」といいます。)することができるものとし、また、会員は、当該会員サービスが中止または終了した場合には、その時点で当該中止または終了した会員サービスに関する権利が全て消滅することをあらかじめ承諾するものとします。

2.会員サービスの内容は、日本国の法令等の下に規制されることがあり、その場合は当社が会員規約を変更(改定)することができるものとします。

3.当社は、第1項の変更等によって会員が被った損害または損失等について、一切の責任を負わないものとします。

第11条(届出事項等)

会員は、氏名・住所・電話番号・生年月日・性別・電子メールアドレスその他の届出事項に変更があったとき、または会員証を紛失し、もしくは盗難されたときは、当社が指定する方法により速やかに当社にその旨を届け出ることとします。また、会員がこの届出を怠ったことにより自ら損害や不利益を被った場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 12 条（個人情報の取り扱い、保護および利用目的）

当社は、以下の規定に従い、入会申込者および会員（以下、総称して「会員等」といいます。）に関する個人情報を取り扱い、会員等は以下の規定に同意します。

- 1.当社は、個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法令を遵守します。
- 2.当社は、以下の個人情報を取得、保有します。
 - (1)入会の申込時、変更届出時にお届けいただいた氏名・住所・電話番号・生年月日・性別・電子メールアドレスなどの情報。
 - (2)会員サービスの利用状況や測定データに関する情報。
 - (3)アンケートへの回答などの会員サービスの利用によって得られた顧客満足度などの情報。
- 3.当社が得た個人情報は、本会の運営および会員サービスの提供において、以下の目的の遂行に必要な範囲で利用し、これ以外の目的で利用いたしません。
 - (1)入会の審査、本会の運営（入会の審査、本会の運営を行う際に会員等と連絡をとることを含みます。）、会員サービスの提供を円滑に行うため。
 - (2)会員サービスの利便性の向上および、会員に対して興味・関心度の高い情報を適切な方法、タイミングで提供するため。
 - (3)会員からのお問い合わせに対応・処理するため。
 - (4)会員サービス提供に関連する業務遂行のために必要な範囲で第三者提供を行うため。
 - (5)管理栄養士、薬剤師等が会員に対し、健康や栄養に関する助言を行うため。
 - (6)会員への通知を行うため。
 - (7)会員サービスその他の健康関連分野に関連する業務のために、個人を特定できない状態で当社および当社関連会社と分析・研究を行うため。
 - (8)当社の企業案内、広告・宣伝物などの営業案内を郵便、電子メールなどの適切な方法により会員に対して送信・送付するため。
 - (9)当社の Web の広告主、広告配信サービス事業者および取引先企業に対して、個人を特定できない状態で、会員の属性情報（性別、生年月、郵便番号等）を提供し、会員に対して興味・関心度の高い情報の提供や、商品開発およびキャンペーンの実施を行うため。
 - (10)その他上記各目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため。
- 4.当社が得た個人情報は、会員等の同意を得た場合、または法令により認められた場合を除き、前項の利用目的を超えて利用しません。
- 5.個人情報への不正なアクセス、および個人情報の漏えい、滅失、またはき損を防止するため、当社は一般に信頼性が高いと認められている組織的、人的、物理的、技術的安全管理措

置を講じ、個人情報を取り扱う従業者に対し必要かつ適切な監督を行います。

6.本条第 2 項の個人情報の取得および本条第 3 項の利用目的に必要な業務を委託する場合（再委託を含みます）、用途を限定して、保護措置を講じた上で、委託先に対し委託業務の遂行に必要な範囲で会員等の個人情報の取扱いを委託することができるものとし、委託先は委託業務の遂行に必要な範囲で個人情報を利用します。

7. 当社は、会員の個人情報（測定データを含む。）その他の健康指導に関する情報を、個人情報の保護に関する諸法令に基づき、以下の者に提供します。

(1)会員サービスを構成する健康プログラムを提供する株式会社タニタヘルスリンク

(2)上記(1)を代理して当社に上記健康プログラムを販売する法人

8.前項の場合以外に、当社は、会員等の同意を得ないで、個人情報の第三者提供はいたしません。ただし、以下の場合は除きます。

(1)法令に基づく場合。

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員等の同意を得ることが困難であるとき。

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって会員等の同意を得ることが困難であるとき。

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員等の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

9.会員等は、当社に対して、自己に関する個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を請求することができます。

10.入会をお断りした入会申込者の本条第 2 項 (1) の個人情報は、お問い合わせへの対応などのため、入会をお断りした理由の如何を問わず一定期間利用されます。

11.会員が本会の消滅、退会、会員の地位の喪失その他の事由により会員でなくなった場合であっても、本条第 2 項 (1) ないし (3) の個人情報は、お問い合わせへの対応などのため、会員でなくなった理由の如何を問わず一定期間利用されます（本規定は会員規約が失効した後も有効に存続します）。

12.会員等が入会申込みに際し本条第 2 項 (1) の個人情報をご提供いただけない場合、または本条の内容の全部または一部を同意されない場合、入会をお断りすることがあります。

13.会員から本条第 9 項による個人情報の利用の停止の申出があった場合は、利用を停止する措置をとります。

第 13 条（会員の責任、承諾事項）

1. 本会への入会、会員サービスの受領に必要な情報端末機器および通信回線利用権などは、会員がその責任と負担で用意するものとし、会員サービスを受ける際に発生する携帯電話を含む情報通信機器等によるメール受信やウェブサイト閲覧その他に必要な通信費用の一切は会員が負担するものとします。

2. 会員の通信および情報通信機器等の不具合により会員サービスの全部または一部が利用できなかったとしても、当社は一切の責任を負わず、会員は当社に会員サービスの提供にかかる保証義務がないことを承諾するものとします。

第 14 条 (免責事項)

会員サービスは、会員自身の責任と負担において利用していただきます。また、以下の各号に掲げる事項に予め了承をするものとします。

1. 会員サービスは、健康上または医療上の診断や治療を行うものではありません。会員の過度なダイエットによる体調不良の発生や先天的または後天的疾病の発症その他一切の不調について、当社は何ら責任を負いません。
2. 当社は、提供する情報および栄養カウンセリング等（以下、総称して「提供情報等」といいます。）について、いかなる保証もいたしません。また、提供情報等によって会員に生じた損害につき一切補償せず、その責任を負わないものとします。
3. 当社は、会員サービスからリンクされた第三者が運営するサイトに関して、いかなる保証も致しません。
4. 当社は、会員が会員サービスを利用できなかったことにより生じた損害について、いかなる場合においても、何らの責任を負いません。また、会員サービスが、いかなる会員の使用環境のもとでも正確に動作しうる旨の補償は致しません。
5. 当社は、会員が会員サービスの利用中に生じた事故、怪我、疾病、障害その他一切の不調について何ら責任を負いません。
6. 会員は、会員サービスを利用するにあたって、会員間または会員と第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもってこれを処理解決するものとし、当社は当該紛争には一切関与せず、その責任を負いません。

第 15 条 (会員規約、個別規定の変更)

1. 当社は、会員の事前の承諾を得ることなく、会員規約、個別規定等の改定をおこなうことができます。なお、改定した会員規約等の効力は全会員に及ぶものとします。
2. 当社は、会員規約に基づいて会員が負担すべき諸費用について、当社が必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、変更することができます。
3. 前項同様に会員サービスにかかる運営システムについて、当社が必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、変更することができます。
4. 前各項に基づいて改定する場合、1 か月前までに、トモズラボ施設内に掲示および当社ホームページにて掲載等の方法により変更内容を告知し、当該告知に表示された変更時期をもって、変更後の会員規約の効力が発生するものとします。

第 16 条 (分離)

会員規約のいずれか一部が無効である場合でも、会員規約全体の有効性には影響がないものとします。

第 17 条 (準拠法)

会員と当社との会員サービスの利用にかかる契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は日本法とします。

第 18 条（合意管轄）

会員と当社の間での一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条（附則）

会員規約は、2024 年 2 月 1 日から効力を発生するものとします。

制定日 2022 年 10 月 1 日

改定日 2024 年 11 月 1 日